

2009年12月3日

「教員による不適切な行為」による処分と再発防止に向けた取り組みについて

先般、学校法人立命館理事会において本研究科教員のハラスメントを理由とする諭旨解職処分が決定されました。

今回の処分にかかわる事実につきましては、被害者のプライバシー保護と二次被害防止の観点からその詳細を説明することは控えさせていただきます。本件については、規程に基づいて全学および学部教授会において厳正な調査と審査が行われ、今回の最終的な判断にいたったものです。本件は、セクシャル・ハラスメントとアカデミック・ハラスメントが複合して生じたものであり、その過程で当該教員について大学教員としての良識にもとるきわめて不適切な行為があったと認められ、厳しい処分を免れないものと判断いたしました。学部・研究科として、学生の学ぶ権利を侵害しその心を深く傷つけたものとして、当該学生に謹んでお詫びを申し上げるとともに、このような不祥事を発生させてしまったことについて、本学部・研究科で学ぶ学部学生・院生、父母の皆様、また校友や学園関係者の皆様、さらには本学部信頼をよせてくださっている市民の皆様に、当該教学組織の責任者として深くお詫びを申し上げます。

私たちは、これを教訓に、二度とこのような事態を発生させないという決意を表明させていただきますとともに、以下のような再発防止への取り組みを鋭意進めていく所存です。

1. 学部・研究科教員一同あらためて教育という仕事に携わるものとしての倫理的責任の重さを自覚し、今回の事件から深く学び、各自が襟を正してハラスメント発生の防止に努めます。
2. ハラスメント防止のための定期的な研修を行い、ハラスメントの発生の諸原因を学び、ハラスメントが発生しないような環境づくりに努めるとともに、学生・院生への日常の教育のなかに生かしていきます。
3. 策定が進められている「教育研究に関する行動指針」について、学生院生諸君の意見も聞きながら、その内容の充実に努めるとともに、策定された行動指針について、その理解を深め着実な実行に努めます。
4. ハラスメント防止のための啓発活動に取り組み、ハラスメントの疑いのある行為にたいしてはその被害者が自由に問題提起できる環境づくりを進め、被害を食い止める努力をするとともに、ハラスメントと認定される事案については被害者の救済を第一に、問題を速やかに解決するために誠実に努力します。

なお、不正確な新聞報道などから、あたかも本研究科において2件のハラスメント事案があったかのような誤解が生じているようですが、本研究科にかかわっては本処分事案1件のみです。この点についてくれぐれも誤解のないようお願いいたします。

立命館大学 産業社会学部長 / 社会学研究科長
佐藤 春吉